

第三者評価（結果）報告書（総括）

総括	
対象事業所名	パーラの家
対象サービス	共同生活援助
事業所所在地	神奈川県川崎市多摩区
設立年月日	平成 24 年 12 月 1 日
評価実施期間	平成 30 年 7 月 ～ 平成 31 年 2 月
公表年月日	平成 31 年 2 月
評価機関名	株式会社フィールズ
総合評価（ホームの概要と理念や方針、支援にあたって努力・工夫している点など）	
<p><ホームの概要、理念や方針></p> <p>グループホーム「パーラの家」（以下「本ホーム」と称する）は、JR 南武線・京王相模原線「稲田堤駅」より徒歩 15 分ほどのところにある木造 2 階建ての建物です。付近には寺社が多く、本ホームも寺と隣接しています。また多摩自然遊歩道がすぐ近くまで延びていて、周囲は落ち着いた佇まいです。本ホームは 5 ホームから成る「なごみグループホーム」の一つで、5 ホームの中で最も早く、2012 年に設置されました。「パーラ」という名の由来は、「談話室」の意味合いがあり、建物のオーナーが利用者の「談話室」になるような「和める」イメージで名づけられました。設置者は社会福祉法人なごみ福祉会で、「なごみグループホーム」は南武線沿線を活動拠点にする「せせらぎ沿線事業部」に所属しています。</p> <p>本ホームは週末に自宅に帰宅可能な利用者を入居対象としており、現在男性 5 名が入居しています。自宅に帰宅が難しい時には、なごみグループホームの他ホームを利用しています。</p> <p>法人の理念は「共に生き、共に育つ」であり、「障害の有無にかかわらず地域でともに」を課題にして取り組んでいます。</p> <p><支援にあたって努力・工夫している点></p> <p>① 利用者の特性を考慮しながら強みを生かし、利用者が困っているところに対し必要などころだけ支援しています。自閉の傾向が強い利用者に対しては、生活の習慣や手順等を崩さないようにしています。利用者の生活能力を高めるための働きかけも心がけますが、本人や家族の希望を尊重し、利用者がやってみたいという気持ちになった時に、やりやすい方法を考えたり適切なアドバイスをしたりしています。</p> <p>② 利用者の声を聴き入れ、苦痛なく安心して過ごせるように心がけています。他の利用者とのトラブルを避けるために、環境を整え、職員が適切な声掛けを行っています。また家庭から協力が得られるように家族との信頼関係づくりに努め、家族の希望を聞きながら利用者の健康・生活を支援しています。職員同士のコミュニケーションも重視し、支援内容が職員によって違ってくることはないようにしています。</p>	

評価領域ごとの特記事項	
1. 人権の尊重	<p>①常勤・非常勤関係なくすべての職員は入職後所属する運営法人の事業部での研修、先輩職員との現場研修を経て初めて一人で勤務に就くシステムになっています。研修期間は入職者の経験や資質を見て弾力的に調整しています。入職者はこの研修期間中に人格の尊重をはじめ権利侵害の防止、プライバシーの保護など利用者への関わり方を学び、身につけています。</p> <p>②職員会議の際に、議題の対応事例がそれぞれ権利侵害防止等利用者への関わり方の基本に則っているかを振り返っています。</p> <p>③利用者の発言の真意を汲み取るよう、勤務経験が浅い職員に管理者が適切なアドバイスをしています。</p>
2. 意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供	<p>①利用者ごとの対応マニュアルを作成し、配慮すべきことや好みなど利用者の意向に沿った支援ができるよう全職員で共有しています。</p> <p>②食事に関しては、毎日調理人がその日の献立を考えるため、要望も考慮して取り組んでいます。</p> <p>③洗濯物干しなど日常生活上のことで、やってみたいと思った利用者に対しては、それが実現できるよう利用者の特性を踏まえ、環境を整えたりして支援しています。</p>
3. サービスマネジメントシステムの確立	<p>①自己管理が難しい利用者については、家庭から預かったお金を管理しています。出納帳を付け、電子データと紙媒体で記録し、月末には利用者とともに残金と出納帳の確認を行っています。</p> <p>②宅配サービスの利用で、一週間分の食材をまとめて保管してあります。</p> <p>③緊急時に夜間支援スタッフがどのホームでも対応できるよう、基本固定ですがシフトをさまざまな形で組んでいます。</p>
4. 地域との交流・連携	<p>①自治会に入会しており、回覧板で情報を得ています。</p> <p>②ごみ集積場等の掃き掃除を自発的に行い、近隣の美化に努めています。</p>
5. 運営上の透明性の確保と継続性	<p>①運営方針、支援内容等については、入所時に利用者と家族に対し、パンフレット、利用契約書や重要事項説明書で説明し、職員には、採用時に周知するとともに、ホームのリビングに運営規程を掲示して、いつでも確認できるようにしています。</p> <p>②支援方針については、職員会議で職員に周知するほか、管理者等が日々の業務の中で、考え方などを各職員に伝えています。各職員は、職員同士のコミュニケーションを大切にすることで、日々の支援が適切に行われるよう、意識し努力しています。</p>

<p>6. 職員の資質向上の促進</p>	<p>①研修は、年間計画の中で必要な職員が参加するよう、法人として積極的に取り組んでいます。非常勤職員には、法人内、又は外部研修への参加を呼び掛けています。</p> <p>②日常業務の中で、管理者やサービス管理責任者が、職員とのコミュニケーションを密にとり、サービス提供の考え方を示すなど、支援の職員を支えています。</p>
<p>7. 日常生活支援</p>	<p>① ホームでの自由時間は、利用者自身の習慣やペースで過ごすことを基本にして、行動を強制することはありません。職員は、利用者が快適に過ごせるよう、明るい声掛けや表情で、良い雰囲気を作るよう心がけています。</p> <p>② 本ホームは、基本的に週末は保護者の元に帰宅することが条件となっていますので、保護者、日中活動の場とホームの三者は、連絡帳を通じて相互に絶えず情報を共有しています。又、保護者の意向を尊重し、信頼関係を大切にしています。</p> <p>③ 利用者の健康状態に関しては、職員全体で情報として共有し、支援に繋がっています。</p>